

## 収集・運搬の基準の要素（案）

## 【1 人への影響・周辺環境の観点（他の基準と共通）】

- ① 収集・運搬時の除去土壌の飛散・流出防止（容器に入れることを含む。）
- ② 収集・運搬に伴う騒音・振動等による生活環境の保全
- ③ 収集・運搬時の除去土壌による人の健康・生活環境に係る被害の発生防止

（理由・考え方）

除去土壌等に含まれる放射性物質等の影響から周辺住民やその生活環境を保護するため、上記規定は必要ではないか。

## 【2 車両・施設】

- ① 運搬車両からの飛散・流出防止
- ② 運搬車両であることの標示

（理由・考え方）

1と同様。

## 【3 その他】

- ① 収集・運搬時の分別
- ② 収集・運搬を行う者に関する文書の携帯
- ③ 収集・運搬時の事故に備えた機材の携行
- ④ 収集・運搬を行った土壌の量、収集元、運搬先等の記録と当該記録の保存

（理由・考え方）

- ①については、除去土壌がその他の土壌と混合されることにより、管理されるべき土壌が不明確となることを避けるため、必要ではないか。
- ②については、その他の土壌の保管先への搬入を避けるため、必要ではないか。
- ③については、運搬車両の事故（車両火災、横転による土壌の飛散等）の発生に対応できるよう、人の健康・生活環境の保全の観点から、必要ではないか。
- ④については、除去土壌の運搬先を把握するなどの管理のために必要ではないか。

## 【論点】

- ・ 放射線防護のために必要な措置として、必要と考えられる措置はあるか。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法  
(平成23年法律第110号・抜粋)

(土壌等の除染等の措置の基準)

第四十条 除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該土壌等の除染等の措置を行わなければならない。

- 2 除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置を行う者は、当該土壌等の除染等の措置を委託する場合には、環境省令で定める基準に従わなければならない。
- 3 環境大臣は、前二項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(除去土壌の処理の基準等)

第四十一条 除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならない。

- 2 除染実施区域に係る除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を委託する場合には、環境省令で定める基準に従わなければならない。
- 3 環境大臣は、前二項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(特定廃棄物を除く。)を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する者は、環境省令で定める基準に従い、当該廃棄物の保管を行わなければならない。